

年々調整に関する改正点

Q : 年末調整の時期が近づいてきました。今年の年末調整で注意すべき点は何かありますか？

A : 次のような点に注意してください。

【解説】

今年度の年末調整では、定率減税の2分の1縮減、源泉徴収税額表の改正などが行われていますので注意してください。主なものには次のものがあります。

① 定率減税の引下げ

これまで適用されてきた定率減税が、今年度は2分の1（所得税額の10%相当額(最高12万5,000円)）に引き下げられました。来年は廃止になります。

② 源泉徴収税額表の改正

定率減税が2分の1に引き下げられたことに伴い、平成18年1月1日以後に使用する源泉徴収税額表が改正されました。また、来年は定率減税が廃止されることから、平成19年1月1日以後に使用する源泉徴収税額表がさらに変更になります。

③ 未払役員賞与に対する取扱い

利益処分経理をした役員賞与で、支払確定の日から1年を経過した日までに支払がされない場合は、1年を経過した日において支払があったものとみなして源泉徴収することとなっています。

④ 勤労学生控除の対象となる学校等

勤労学生控除の対象となる学校等に文部科学大臣が定める基準を満たす各種学校等が追加されました。

